

医薬事業の営業譲渡について

1. 株式会社ジャパンエナジー(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:高萩光紀、以下「Jエナジー」と住友製薬株式会社(本社:大阪府大阪市中央区道修町二丁目、社長:横塚実亮、以下「住友製薬」)は、本年10月1日を目途として、Jエナジーの医薬事業の一部を住友製薬へ営業譲渡することで基本合意に達し、本日、契約を締結いたしました。
2. 本譲渡の対象は、Jエナジーが研究開発中のテーマに係る成果(特許権、研究データおよびこれらに基づき独占的に事業化する権利)(注)で、対価として、住友製薬はJエナジーに一時金を支払うとともに、当該研究テーマが医薬品として発売された場合、ランニングロイヤルティを支払うことになります。
(注) Jエナジーが既に第三者に特許等の実施権を付与している抗エイズ薬等の開発品目は、今回の譲渡対象には含まれておりません。
3. Jエナジーは、本年秋の持株会社制への移行を踏まえ、経営資源の適正配分の観点から、医薬事業の在り方について検討を進めてまいりましたが、かねてよりインターフェロン誘導剤の共同研究等で協力関係にあった住友製薬に医薬事業の一部を営業譲渡することが最善の方策であると判断いたしました。
4. 住友製薬は、循環器系・精神神経系・免疫系などを重点領域として研究開発の強化を図っており、免疫疾患を研究テーマの中心とするJエナジーの医薬事業を譲り受けることにより、重点領域での研究資源が強化されるとともに、その研究成果を引き継ぎ、さらに発展させることができると判断いたしました。
5. なお、Jエナジーの医薬研究開発に携わる従業員につきましては、希望する場合、住友製薬へ移ることになります。

(注) 本発表後12時間が経過する時点(2002年6月12日04時頃)までに、本発表内容を閲覧された場合、証券取引法166条3項および同施行令30条の規定によりインサイダー規制に関する第一次情報受領者となる可能性がありますので、十分ご注意ください。